

岡山商科大学附属高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、岡山商科大学附属高等学校同窓会という。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の交流と親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(所 在)

第3条 本会の事務局を、岡山商科大学附属高等学校内に置く。

(会 員)

第4条 本会は、下記の通常会員と特別会員をもって組織する。

- 1 通常会員 私立吉備商業学校、岡山県吉備商業学校、岡山県吉備商工学校
岡山県吉備高等学校、吉備高等学校、岡山商科大学附属高等学校の
卒業生および中退者のうち総会で認められたもの。
- 2 特別会員 母校の教職員、元教職員のうち総会で認められたもの。

(事 業)

第5条 本会の目的を達成することに、下記の事業を行う。

- 1 母校及び本会の発展のための必要な事業。
- 2 名簿、会誌の編集・発行。
- 3 懇談会、講演会などの開催。
- 4 その他特に必要とにとめたこと。

(役員及び任期)

第6条 本会に、下記の役員を置き、通常会員の中から選出する。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 8名以内
- 3 常任理事 若干名
- 4 理 事 若干名
- 5 監 事 若干名

会長は、総会において選出し、副会長は、会長が指名する。

常任理事・理事及び監事は、会長、副会長の推薦により選出する。

任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。

役員に欠員を生じたときは補充を行ない、その任期は前任者の残存期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括し、会議の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。常任理事・理事は会務の遂行にあたるほか、会長の指名により、会計及び庶務を担当する。監事は、会計全般について監査を行ない監査報告をする。

(名誉会長・顧問)

第8条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

名誉会長・顧問は、会長が総会に諮って推挙する。

名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え意見を述べることができる。

(会 議)

第9条 会議は、副会長、常任理事、理事及び監事（以下「役員会」という。）を以て構成し、必要に応じ会長が招集する。

総会は、年1回6月に開催する。但し、必要があるときは、臨時に開催することができる。

総会における提案事項については、役員会に図って審議する。

特に重要な議案等急を要するものについては、事後報告により承認を得ることとする。

(支 部)

第10条 本会に、支部を置くことができる。

(経 費)

第11条 本会の財政は、入会金、会費及び寄付金によるものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第13条 本会の会則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

(会則については、変更が必要であれば役員会を開き十分協議をして決定する。)

申し合わせ事項

会長は、会員からの立候補者、または副会長を対象に役員会で推薦し、総会において選出し、副会長は会長が指名する。

理事は、各卒業年度の会員で元生徒会役員を会長が委嘱する。

会長は継続して2期までとする。

附 則

- 1 この会則は、昭和63年7月9日より施行する。
- 2 この会則は、平成22年6月27日から施行する。
- 3 この会則は、令和4年7月10日から施行する。